

平成28年2月1日付けで、 生活福祉資金貸付制度の内容 が一部改正されました。

パンフレット「生活福祉資金貸付のご案内」の内容が次のとおり一部改正されています。

P 1 ○償還方法等は…

- ・ 約束された期間に償還できなかった場合、残元金に対して延滞利子
(年10.75%) が日割りで加算されます。



年5%

P 4 3. 教育支援資金 3- (1) 教育支援費

高等学校（専修学校高等課程含む）…月額	35,000円以内
高等専門学校…月額	60,000円以内
短期大学（専修学校専門課程含む）…月額	60,000円以内
大 学…月額	65,000円以内

※ 特に必要と認める場合に限り、上記貸付月額の
1.5倍の額まで貸付可能